

福井県報

号 外 第 53 号

令 和 8 年
7 月 2 0 日 (月)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (1 1 9) 1
- 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (1 2 0) 1
- 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (1 2 1) 1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第 1 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 5 項（同法第 7 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第 7 4 条第 1 項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第 7 5 条第 1 項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 0 日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

1 2 , 2 6 5

福井県選挙管理委員会告示第 1 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 7 6 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項もしくは第 8 6 条第 4 項において準用する法第 7 4 条第 5 項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 2 項において準用する法第 8 6 条第 4 項において準用する法第 7 4 条第 5 項の規定により、法第 7 6 条第 1 項の規定による議会の解散の請求、法第 8 1 条第 1 項の規定による知事の解職の請求もしくは法第 8 6 条第 1 項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 0 日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

1 6 8 , 8 7 2

福井県選挙管理委員会告示第 1 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 8 0 条第 4 項において準用する同法第 7 4 条第 5 項の規定により、同法第 8 0 条第 1 項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 0 日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

選 挙 区 の 名 称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福 井 市	69,808
敦 賀 市	17,106
小浜市三方郡三方上中郡	13,677
大 野 市	8,322
勝 山 市	5,890
鯖 江 市	18,662
あ わ ら 市	7,291
越 前 市 今 立 郡 南 条 郡	24,248
坂 井 市	24,241
吉 田 郡	4, 943
丹 生 郡	5,495
大 飯 郡	4,730